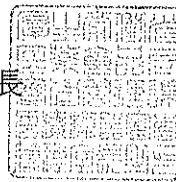




薬食機発第0611001号
平成20年 6月11日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室長



希少疾病用医療機器の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	(20機) 第14号
医療機器の名称	中心循環系血管内塞栓促進用補綴材
予定される使用目的、效能又は効果	本品は、外科的手術（クリッピング術など）又は塞栓コイル単独のコイル塞栓術では治療困難な未破裂脳動脈瘤（最大径が十ミリメートル以上）を有する患者のうち、ワイドネック型（ネック部が四ミリメートル以上又はドーム／ネック比が二未満と定義）脳動脈瘤を有する患者に、コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈への突出、逸脱を防ぐ目的のために使用される。
申請者の氏名又は名称	ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社

20.6.13

衛生業務課
審査 第 号

指定番号	(20機) 第15号
医療機器の名称	他家培養角膜上皮細胞シート
予定される使用目的、 効能又は効果	角膜上皮幹細胞疲弊症患者の角膜上皮の修復又は視 機能の改善
申請者の氏名又は名称	アルプラス株式会社